

第11条 海上コンテナ積輸入植物検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1号中「㊟（注）」を削り、「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式2号中「㊟（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式3号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。